

平成28年度 特定共同指導・共同指導（歯科）における主な指摘事項

1 診療録等の記載

- ・診療録は保険請求の根拠となるものなので、歯科医師は診療の都度、遅滞なく必要事項の記載を十分に行うこと。
- ・診療録第1面に歯式、終了、転帰又は傷病名を記載していない。
- ・診療録第2面に症状、所見、処置内容又は治療方針等を記載していない。
- ・検査、投薬等の査定を防ぐ目的で付けられた医学的な診断根拠のない傷病名（いわゆるレセプト病名）が認められた。
- ・診療録に不適切な記載を行っている。
（例：診療行為の手順と異なる記載、行間を空けた記載、欄外への記載、療法・処置記載欄への一行複数段の記載、現在使用されていない略称の使用、ぬりつぶし・修正液・修正テープによる訂正、同一行への複数項目に係る内容の記載、判読困難な記載、鉛筆による記載）

2 基本診療料等

○ 歯科初診料・再診料等

- ・再診相当であるにもかかわらず歯科初診料を算定している。
- ・診療録に歯科診療が困難であった状況に係る記載がないにもかかわらず、歯科診療特別対応加算を算定している。

3 医学管理等

○ 歯科疾患管理料

- ・管理計画書を患者に提供しない月において、管理内容の要点を診療録に記載していない。
- ・管理計画書の写しに歯科疾患と関連性のある生活習慣の状況、患者の基本状況、生活習慣の改善目標、口腔内の状態、歯科疾患と全身の健康との関係を記載していない。

○ 歯科衛生実地指導料

- ・歯科衛生士に対して行った指示内容の要点を診療録に記載していない。

○ 歯科特定疾患療養管理料

- ・患者の症状、治療計画、指導内容又は治療内容を診療録に記載していない。

○ 悪性腫瘍特異物質治療管理料

- ・腫瘍マーカー検査の結果及び治療計画の要点を診療録に記載していない。

○ 診療情報提供料（I）

- ・提供文書に診療に基づく他の機関での診療の必要性、診療状況を記載していない。

○ 新製有床義歯管理料

- ・提供文書に、欠損の状態及び指導内容等の要点を記載していない。
- ・提供文書の写しを診療録に添付していない。

4 在宅

○ 歯科訪問診療料

- ・訪問診療の計画の要点を診療録に記載していない。
- ・診療の都度、診療録に歯科訪問診療に係る患者の状態等を記載していない。

5 検査

- ・術前の画一的ないわゆるセット検査を行っている。

6 画像診断

- ・歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影について所見を診療録に記載していない。
- ・歯科エックス線撮影について必要な部位が撮影されていない。
- ・歯科エックス線撮影について撮影後のフィルムを紛失している。

7 投薬

- ・適応外投薬を行っている。
(例：胃潰瘍・十二指腸潰瘍を適応症とする薬剤の投与等)
- ・医科診療科で処方すべき投薬を行っている。
(例：点眼液、アルツハイマー型、レビー小体型認知症治療剤等)

8 リハビリテーション

○ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）

- ・診療録に開始及び終了時刻を記載していない又は記載が画一的である。

○ 歯科口腔リハビリテーション料Ⅰ

- ・調整部位を診療録に記載していない。

9 歯周治療

○ 診断等

- ・「歯周病の診断と治療に関する指針」に基づき、歯周病患者の補綴治療は、補綴予定部位の当該歯の病状安定後又は治癒後に行うことを原則としていない。
- ・歯周基本治療後に歯周病治癒の確認のための歯周病検査を行わずに、歯周病治療を終了している。

○ 歯周病検査

- ・歯周病検査において、歯の動揺度、プロービング時の出血の有無又はプラークチャートを用いたプラークの付着状況の検査が適切に行われていない。

10 処置等

○ う蝕処置

- ・処置内容等を診療録に記載していない。

- 加圧根管充填処置
 - ・気密な根管充填を行っていない。
- 歯周基本治療処置
 - ・薬剤を用いた場合に、当該薬剤名を診療録に記載していない。
- 歯冠修復物又は補綴物の除去
 - ・歯根の長さの3分の1未満のポストの除去について根管内ポストを有する鋳造体の除去を算定している。
- 暫間固定
 - ・エナメルボンドシステムによる暫間固定に対して装着料・装着材料料・除去料を算定している。

11 手術

- 抜歯手術（難抜歯・埋伏歯）
 - ・難抜歯について、歯根肥大又は骨の癒着歯等に対する骨の開さく又は歯根分離術等を行っていない。
- 口腔内消炎手術、歯周外科手術
 - ・診療録に症状及び手術内容の要点を記載していない。

12 歯冠修復及び欠損補綴

- 補綴時診断料
 - ・診療録に欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計を記載していない。
- 有床義歯修理
 - ・診療録に破折部位、修理内容等を記載していない。

13 歯科矯正

- 歯科矯正管理料
 - ・文書を提供していない又は診療録に患者又はその家族に提供した文書の要点を記載していない。

14 保険外診療

- ・保険診療から保険外診療へ移行した場合において診療録に移行した旨を記載していない。

15 請求事務等

- ・診療録と診療報酬明細書で診療内容、部位、所定点数又は合計点数が一致していない。
- ・届出事項の変更に係る届出の遅延等や掲示の不備がある。